陳情 第23号

受付 平成28年11月18日

付託 平成28年11月29日

取手市におけるいじめ防止対策推進法運用に関し、地方自治法が定める 調査特別委員会を設置し、調査及び検証することを求める陳情

• 陳情趣旨

取手市立中学校3年女子生徒が自死に関し、平成28年3月22日、取手市議会全員協議会において、教育委員会はその経緯を詳細に説明報告の上、質疑をした議事録がある(詳細は議事録を参照下さい)。議事録の一部によれば、いじめ防止対策推進法第2条が定める"いじめ"に該当するであろう言葉を発見された日記などにあることを表現されているが教育委員会の答弁は日記に記録されている子どもたちは仲良く行動していた子たちで友人関係に悩む様子は十分うかがえるが検証については教育委員会ではできないと検証を放棄している。これは法律が定める"いじめに含まれる仲間割れ行為"の結果による"いじめ"と考えない教育委員会の不思議で誰を"かばっている"のか理解できない。更に直接的ないじめではないと判断したとも答弁しているが"いじめ"には間接的いじめもあること。この答弁は詭弁である。

平成 28 年 10 月 27 日、TBSテレビNEWS23 で本件について放送された内容 (別紙 No 1 参照) は議事録にも記録されている教育委員会の発言とは大きな差異があるものであり、平成 28 年 10 月 31 日開示請求した結果、取手市情報公開条例第 9 条 1 項により開示された同年 11 月 11 日、情報部分開示決定通知書、別紙 No 2 から No 3 によれば、開示できない理由①②④については"文書を作成していないため"文書不存在としている。

③については、第三者委員会が秘密会で実施されているためと忖度できる。然し、部分開示された"12月の生徒アンケート"(別紙 No 4)の問設には報道されている通り自死した児童に関する又は関連する問設は1問もない。このアンケートをベースとした教育委員会が実施した3年3組児童に対する面接問設(別紙 No 5-1)には、当該児童名"〇〇〇さん"と個人名を記している。更に3年1組・2組・4組児童に対する面接問接(別紙 No 5-2、5-3)には、"〇〇〇さんの日記の内容まで"記している。学校も教育委員会もアンケートの結果は児童たちがかなりの数で〇〇〇さんに関する事実を伝えていることがうかがえるが内容について、集計も調査結果の報告も法が求める共有文書も一切作成しない上、重大事態の調査もせず、再発防止の手続きをした事実がどこにもなく、法が求める手続きは"いつ""誰が"やるのだろうか。

議会は教育財政の審査をすることも地方自治法が定める権能とされており、女子生徒が残したとする日記について、保護者の了解の上、学校に女子生徒が残した文書や保護者が現在所有する通常勉学に使用したノートなどの提供を受け議会の権能として、地方自治法が定める調査の範囲で中立的立場から調査検証と同時に"筆跡鑑定"を専門家に依頼し、いじめ防止と不幸な事象の発生を二度と繰り返さないためにも第三者委員会は秘密会であるが議会は公開の場で調査されることを求めるものである。

但し、議会が権能としての地方自治法が定める調査の範囲であって、犯罪捜査のためのものではないことをくれぐれも注意するため、保護者及び学校の了解を議事録に残すことである。

• 陳情事項

地方自治法が定める調査特別委員会を設置し、調査・検証をすること。

- 1. 日記について、専門家による筆跡鑑定をすること。
- 2. アンケート設問及び聞き取り設問について調査検証すること。
- 3. 法第22条が定める"いじめ防止等の対策のための組織"を市立小・中学校20校が設置・運用しているか調査検証すること。
- 4. 法第28条が定める学校設置者又は学校は重大事態について、藤代南中学校で連続している事象について関係箇所がどのような調査をしたか議会として調査検証をすること。
- 5. その他、市立小・中学校不登校児童に対する、法第28条の重大事態の調査をしているか議会として調査検証をすること。

以上、陳情すると同時に哀悼の意を表するための陳情で保護者の方にはお許し頂きたく、 お願い申し上げます。

本陳情に記載した個人情報は電話番号も含め公開することを可とする。

平成28年11月18日

陳情者 住所 取手市米ノ井 126-38 氏名 坂巻 弘始 電話 090-3918-2818

取手市議会議長 佐藤 清 殿